

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」 に関する説明申し入れ

2024年12月23日「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」と題して、保線部門の将来ビジョンを新たに策定し、スピード感を持って柔軟に推進すると共に、社員の活躍フィールドを広げることを目的として、各本部・支社の保線設備技術センター及び保線技術センターの体制を見直すとの提案を受けました。

直近では「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編」施策により保線設備技術センターを発足し、組織体制の見直しに伴う業務移管等を進めてきました。今提案時には「社員の庭先意識の醸成」の必要性は認識するものの、更に柔軟な働き方を可能とする組織にすることで、広範囲に挑戦し活躍できる風土を構築し、業務の幅を広げることを目指していくと示されました。

職場からは「人が減って自分の職場の保守だけで大変であるなかで他の職場へ行く余裕はない」「業務量、時間外労働、離職者が増えるのではないか」「働き方改革ではなく、働かせ方改革だ」など、不安視する声が多く出されています。

今後、少子高齢化による生産年齢人口の減少が迫る中で、安全・技術継承と設備の維持管理を継続していくためには、働く者の労働条件・職場環境の向上が不可欠であり、それが「保線部門の将来ビジョン」に資する重要な要素であると考えます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的速やかに回答をすることを強く要請します。

### 記

1. 「メンテナンス体制の再構築」施策および「メンテナンス体制の改善」施策における成果と課題を具体的に明らかにすること。また「メンテナンス業務の変革 (MOT2027)」の保線部門におけるビジョン達成に関する進捗を示すこと。
2. 「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編」施策における保線部門の成果と課題を具体的に明らかにすること。

3. 今施策において、現業機関の体制をひとつの保線設備技術センターに見直す根拠を具体的に明らかにすること。また、見直しに伴い、安全・安定輸送レベルが向上する根拠を示すこと。
4. 「保線設備技術センターで一体となって本部・支社内の保線業務を推進する」とは何か具体的に明らかにすること。また、一体となって専門業務やプロジェクトを戦略的に推進することで挑戦と活躍の場を広げ、広範で柔軟な働き方を可能にすることが、やりがいや能力の向上に繋がる根拠を示すこと。
5. 保線設備技術センターおよびエリアセンター、BASE における業務内容と権限、設置基準、業務執行体制を具体的に明らかにすること。また、派出の廃止および足ロスの考え方を示すこと。
6. 認定線区保守業務の適用エリアを拡大する根拠と対象エリア、基準、規程を具体的に明らかにすること。
7. 「誰もが業務の幅を広げ、様々なことに挑戦できる環境を構築する」とは何か具体的に明らかにすること。また、メンテナンス G と工事戦略 G を計画推進チームとして融合する目的とメンテナンスレベルがさらに向上する根拠を示すこと。
8. 本部・支社で指定した分岐器の一部直轄検査等の業務を見直す内容および目的を具体的に明らかにすること。また、見直しに伴う保線設備技術センターにおける業務内容の詳細を示すこと。
9. 各エリアから専門チーム、プロジェクトチームを編成する根拠を具体的に明らかにすること。
10. 今施策実施における在勤地指定および異動、通勤手当支給の考え方を具体的に明らかにすること。また、事業場の考え方を示すこと。
11. 今申し入れに対する回答は、2025年3月14日までに行うこと。また、団体交渉は2025年3月31日までに実施すること。

以 上